

○愛西市耐震シェルター等設置費補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第55号

改正 平成26年7月31日告示第122号

改正 平成29年6月30日告示第133号

改正 平成30年12月10日告示第167号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的として、市内の木造住宅に耐震シェルター等を設置する者に対して、愛西市補助金等交付規則（平成17年愛西市規則第29号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドであるとして市長が認めるものをいう。

(2) 補助対象経費 耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要する費用をいう。

(補助の対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 愛西市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成24年愛西市告示第54号）第2条第1号に規定する旧基準木造住宅であること。

(2) 愛西市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第2号に規定する木造住宅耐震診断において、同要綱第2条第3号に規定する判定値が1.0未満であり、同要綱第6条に基づく耐震改修工事の補助金の

交付決定を受けていないこと。

(3) この告示による補助金の交付を受けて、耐震シェルター等の設置がされていないこと。

(補助の対象者)

第4条 この告示により補助を受けることができる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者で、前条の要件を満たす住宅に自ら居住している者とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請時の年度末時点で満65歳以上である者（以下「高齢者」という。）又は高齢者若しくは乳幼児（小学校就学前児童）と同居している世帯に属する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者や介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定を受けた者等、地震発生時に避難することが困難な者と認められる者（以下「障害者等」という。）又は障害者等と同居している世帯に属する者

(補助の制限)

第5条 耐震シェルター等は、第3条に規定する補助対象住宅の1階部分に設置するものとし、その台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

第6条 この告示による補助額は、補助対象経費に2分の1を乗じた金額とする。ただし、その上限の額は250,000円とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費に係る契約を締結する前に、耐震シェルター等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（愛西市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第2条第2号によるものに限る。ただし、同要綱第2条第2号アに該当する補助対象住宅については、省略することができる。）
- (2) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) 住民票の写し又は身体障害者手帳等の写し等第4条の要件が確認できる書類
- (4) 申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を設置することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（様式第2号）
- (5) 案内図
- (6) 平面図（設置予定場所を明記する。）
- (7) 設置予定場所の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を耐震シェルター等設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について、条件を付することができる。  
（補助事業の変更）

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、補助金の額の変更が生じる設置内容の変更をしようとするときは、耐震シェルター等設置費補助金変更交付申請書（様式第4号）により、変更内容が分かる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、耐震シェルター等設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の取下げ又は取止め)

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、当該申請を取り下げるとき又は設置を取り止めるときは、第11条に定める完了報告書を提出する前までに耐震シェルター等設置費補助金取下げ(取止め)届(様式第6号)により、市長に提出しなければならない。

(設置の報告)

第11条 申請者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、耐震シェルター等設置完了報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震シェルター等の設置に係る契約書の写し
- (2) 耐震シェルター等の設置に係る請求書又は領収書の写し
- (3) 設置前、設置中及び設置完了後の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書を受領したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、耐震シェルター等設置費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第13条 申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条による通知を受けた後、速やかに耐震シェルター等設置費補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の

全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。
  - (3) 第11条に定める期日までに完了報告書が提出されなかったとき。
  - (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。
- (その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日告示第122号）

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日告示第133号）

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年12月10日告示第167号）

この告示は、平成30年12月10日から施行する。